

(平成24年3月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和47年11月23日から48年6月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を47年11月23日、資格喪失日を48年6月12日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月1日から46年1月22日まで
② 昭和47年8月7日から48年8月1日まで

申立期間①については、B社C営業所に昭和45年8月1日から勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が46年1月22日となっている。

また、申立期間②については、A社に昭和47年8月7日から48年7月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和47年8月21日から48年6月11日までの期間について、A社が保管する辞令により、申立人は、同社に勤務していたことが認められる。

また、複数の元同僚が、「当時、A社の従業員数は、15名から20名ぐらいだった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者となっている者が、少ない月で16名、多い月で22名確認できる上、複数の元同僚から名前の挙がった全ての従業員について、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認で

きることから、申立期間②当時、当該事業所は、ほぼ全ての従業員について、厚生年金保険被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

さらに、申立期間②当時、当該事業所の事務を担当していた元同僚は、「入社から3か月は試用期間で社会保険に加入しなかったが、試用期間経過後は厚生年金保険と雇用保険に同時に加入していたと思う。」と証言しているところ、雇用保険の記録によると、申立人は、入社日（昭和47年8月21日）から約3か月後の同年11月23日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立期間②当時、当該事業所における厚生年金保険及び雇用保険の記録が確認できた元同僚21名のうち、15名については、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日が同日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和47年11月23日から48年6月12日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同種業務に従事していた元同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の厚生年金保険の届出を行っておらず、保険料を納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年11月から48年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和47年8月7日から同年11月23日までの期間及び48年6月12日から同年8月1日までの期間について、上記のとおり、複数の元同僚の証言により、A社では、当該期間のうち、47年8月21日から同年11月23日までの期間は、従業員に厚生年金保険被保険者資格を取得させない試用期間であったことがうかがえる。

また、当該期間のうち、昭和47年8月7日から同年8月21日までの期間及び48年6月12日から同年8月1日までの期間については、当該事業所及び複数の元同僚に照会しても、申立人の当該期間における当該事業所での勤務実態について証言等が得られない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①について、B社及び同社C営業所に在籍していた複数の元同僚

に照会しても、申立人の当該期間における当該事業所での勤務実態について証言等が得られない。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者資格取得日及びD健康保険組合の組合員資格取得日は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 1187

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

A社に平成7年2月28日まで勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に平成7年2月28日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると、当該事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所として管理されていなかった（適用事業所ではなくなった日について、当初、平成7年2月28日と記録されていたが、22年11月の総務大臣のあっせんにより7年3月1日に変更）ことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成15年7月1日から17年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を平成15年7月及び同年8月は24万円、同年9月から17年8月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成15年8月について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同年8月の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、平成15年8月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月1日から18年5月31日まで
② 平成18年5月31日から同年7月1日まで

A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が9万8,000円とされているが、実際の給与額は26万円から30万円であったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間②については、同社に引き続き勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成15年7月から17年8月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、15年7月から同年8月までは24万円、同年9月から17年6月までは26万円と記録されていたところ、同年7月11日付けで、15年7月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、その後同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所においては、事業主を含む従業員8名についても、申立人と同様に平成17年7月11日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間において、申立人の報酬月額が、当該遡及訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に見合う額に引き下げられた状況はうかがえない。

さらに、滞納処分票によると、当該事業所は、当該遡及訂正処理が行われた当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成17年7月11日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、15年7月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無いことから、当該減額訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成15年7月及び同年8月は24万円、同年9月から17年8月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成15年8月については、上記のとおり、申立人の標準報酬月額は、事業主が当初社会保険事務所に届け出た24万円に訂正することが必要と認められるところ、申立人が所持する給与明細書によると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の平成15年8月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主からの供述は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成17年9月から18年4月までの期間については、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定処理（17年9月16日付け）において9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、当該遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

また、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間における保険料控除額に見合う標準報酬月額（9万8,000円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成16年9月1日から17年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年5月31日まで
② 平成18年5月31日から同年7月1日まで

A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が9万8,000円とされているが、実際の給与額は26万円から30万円であったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、申立期間②については、同社に引き続き勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成16年9月から17年8月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、16年9月から17年6月まで22万円と記録されていたところ、同年7月11日付けで、16年9月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、その後同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所においては、事業主を含む従業員8名についても、申立人と同様に平成17年7月11日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間において、申立人の報酬月額が、当該遡及訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に見合う額に引き下げられた状況はうかがえない。

さらに、滞納処分票によると、当該事業所は、当該遡及訂正処理が行われた当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成17年7月11日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、16年9月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由は無いことから、当該減額訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、22万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成17年9月から18年4月までの期間については、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定処理（17年9月16日付け）において9万8,000円と記録されているところ、当該処理については、当該遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

また、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間における保険料控除額に見合う標準報酬月額（9万8,000円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主からも供述は得られず、上記給与明細書のほかに申立人の当該期間における給与額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、雇用保険の記録により、申立人が当該期間において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人が所持する給与明細書によると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人の資格喪失年月日は、オンライン記録どおりの平成18年5月30日として届出られていることが確認できる。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主からも供述は得られないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 11 日から同年 11 月 29 日まで
② 昭和 31 年 12 月 20 日から 36 年 11 月 20 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっている。

当時は、脱退手当金の制度自体を知らず、脱退手当金の請求手続きをしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、記録の回復を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と申立期間②に挟まれた被保険者期間については、申立期間①と同一事業所であり、同一手帳記号番号で管理されていたにもかかわらず、その計算の基礎とされていない上、申立人の脱退手当金支給報告書に○印が付された該当条文（「法第 69 条」）は、申立人の資格喪失日である昭和 36 年 11 月 20 日より前の同年 11 月 1 日に改正されており、当該改正後の厚生年金保険法第 69 条では、申立人の脱退手当金の受給権は発生しないことから、当時、申立人の年金記録管理が適切に行われていたとは言い難い。

また、申立人は、申立期間②に勤務していた事業所を退職した約 8 か月後に別の事業所に勤務し、厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成10年5月及び同年6月は59万円、同年7月から11年6月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から11年7月13日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円とされているが、当時の給与は50万円以上だったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する、平成10年5月及び同年6月は59万円、同年7月から11年6月までは53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（11年7月13日）より後の同年7月19日付けで、10年5月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所における代表取締役及び取締役5名の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成11年7月19日付けで、10年5月1日まで遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する給与明細書及び預金通帳によると、申立人の報酬月額が申立期間において当該遡及訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に見合う額に引き下げられた状況は見当たらない。

また、商業登記簿によると、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できるが、当該事業所の元取締役経理部長は、「申立期間当時は、社会保険料を滞納しており、倒産の数日後に社会保険事務所の担当者が来て、保険料の未納分の清算方法として、役員の標準報酬月額を10万円位に下げて、その差額を滞納分に充てたらどうだと言われ、社長の承諾を得た上

で書類を提出した。申立人には、保険料の滞納及び標準報酬月額の遡及訂正について説明していない。」と証言している上、元従業員も、「申立人は営業部長であり、一般の従業員と同じ扱いだっただ。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成10年5月及び同年6月は59万円、同年7月から11年6月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月 1 日から同年 12 月 15 日まで
申立期間について、標準報酬月額が 50 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられているが、私はA社における取締役ではあったものの、遡って記録が訂正されたことについて何も知らなかった。
申立期間に係る標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する、50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 16 年 12 月 15 日）より後の同年 12 月 17 日付けで、同年 4 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人が所持する給与明細書によると、申立期間において、申立人の報酬月額が当該遡及訂正後の標準報酬月額（9 万 8,000 円）に見合う額に引き下げられた状況は見当たらない。

また、商業登記簿によると、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できるが、当該事業所で社会保険事務を担当していた事業主の妻は、「申立期間当時、社会保険料の滞納があつて困っており、社会保険事務所の方に全て任せて解決してもらつたと記憶している。具体的にどのような方法で滞納保険料が解消されたのかは、自分もよく分かっていなかったのので、申立人の標準報酬月額を遡って引き下げることについては、申立人に説明していないと思う。」と証言している上、当該事業所の従業員も、「申立人の職務内容は現場の作業であり、社会保険事務及び経理事務には関与していなかった。」

と証言していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月 21 日から 44 年 1 月 27 日まで
② 昭和 44 年 10 月 20 日から 46 年 5 月 18 日まで

A社に勤務していた間にB社に出向し、出向から戻った後も引き続き勤務した。次の勤務が決まってからA社を退職したので、出向前後の厚生年金保険の被保険者期間が抜けているのは誤りであり、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び申立期間②の後に勤務した事業所の元同僚の証言により、申立人が申立期間①及び②の頃にA社の業務に関わっていたことは推認できるものの、当該元同僚からは、申立人の当該事業所での勤務実態及び勤務期間について具体的な証言が得られない上、当該事業所は、既に解散していることから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び当該事業所における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社における別の元同僚は、「時期は不明であるが、申立人は、2、3名の人を使って、個人請負としてA社の仕事をしていた。請負なので、厚生年金保険には入っていなかったのではないか。」と証言している。

さらに、申立期間①について、A社の元同僚は、「会社が申立人の父親に内職を依頼していた。」と証言しているとともに、別の元同僚の妻も、「昭和 43 年に、申立人の父親が女性 10 名ほどを集めて、自宅の作業場で仕事を始め、申立人もその作業場に居た。」と証言しているところ、オンライン記録により、申立人の父親が当該証言内容と符合する同年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立期間②について、申立人は、「B社への出向を終えて、再びA社に勤務した。」と主張しているが、複数の元同僚に照会しても、申立人がB

社での勤務に続いて再度A社で勤務したことをうかがわせる証言は得られない。

なお、申立人は、A社における元上司及び元同僚の氏名、退職した時期等について何も覚えておらず、当時の保険料控除についても記憶が無い旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月 16 日から 54 年 1 月 16 日まで
② 昭和 54 年 3 月 24 日から同年 9 月 3 日まで

A のコンパニオンとして勤務した期間の厚生年金保険の記録が無い。採用試験を受けて正式に採用され、研修を受けて仕事に就いた。給与から保険料も控除されていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A においてコンパニオンの業務に就いたと主張しているところ、A の運営は、B 社が受託しており、同社は申立期間①及び②当時において適用事業所であったことが確認でき、A 公式記録職員名簿により、申立人が当該期間において、A のコンパニオン業務に就いていたことが確認できる。

しかし、上記の職員名簿に記載されている元コンパニオンに聴取したところ、複数の元コンパニオンが「厚生年金保険について、加入を希望するのであれば手続をするので申し出るよう、会社から説明を受けた。」と証言している上、オンライン記録によると、上記の職員名簿に記載されているコンパニオン 180 名（申立期間①及び②の延べ人数）のうち、B 社の厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、4 名のみであることから、当該事業所は、上記証言のとおり、希望者のみに被保険者資格の取得手続を行う取扱いであったことがうかがえる。

また、上記の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるコンパニオンには、雇用保険の記録が確認できるところ、申立人には、雇用保険の記録は確認できない。

さらに、B 社は、既に解散しており、当時の関連資料（人事記録、賃金台帳、源泉聴取簿等）を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から24年11月4日まで
申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、請求したことも受け取ったこともないので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月後の昭和25年3月9日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和36年4月に国民年金に任意加入するまで厚生年金保険被保険者の履歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から46年9月まで
② 昭和46年11月から48年7月まで
③ 昭和50年8月から53年9月まで
④ 昭和54年10月から55年6月まで

私は、兄と同じA社に勤務した。

兄から、雇用形態と給与はほぼ同じだったと聞いていたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が兄より低く記録されているので、訂正をお願いしたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④のうち、A社が申立人の源泉徴収票を保管している期間(昭和52年から55年まで)について、当該源泉徴収票によると、申立人の各年における社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料、並びに給与支払額から算出した雇用保険料の合計額とおおむね一致していることが確認できる。

また、申立期間①、②、③及び④のうち、源泉徴収票が保管されていない期間について、当該期間当時、当該事業所に勤務していた申立人の兄が保管している昭和44年2月から55年12月まで(50年12月及び51年5月を除く。)の給与明細書によると、当該期間に係る申立人の兄の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できることから、申立人についても、当該期間においてオンライン

記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたものと考えられる。

さらに、申立人は、「兄から、雇用形態や給与は同じであったと聞いた。」と主張し、自身の当該事業所における被保険者期間のうち、標準報酬月額が兄に比べて低くなっている期間全てを申立期間としているが、その兄は、「自分は経理課や人事課で事務をしていた。弟（申立人）は昭和 50 年頃からは事務系の仕事に移ったが、それまでは現場の仕事をしていたと思う。給与は、いつも弟の方が自分よりも少なかったと思う。」と証言している上、オンライン記録でも、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は見当たらない。

加えて、当該事業所は、上記源泉徴収票以外の関連資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管しておらず、ほかに申立人の申立期間における給与額及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。